

船舶事故調査報告書

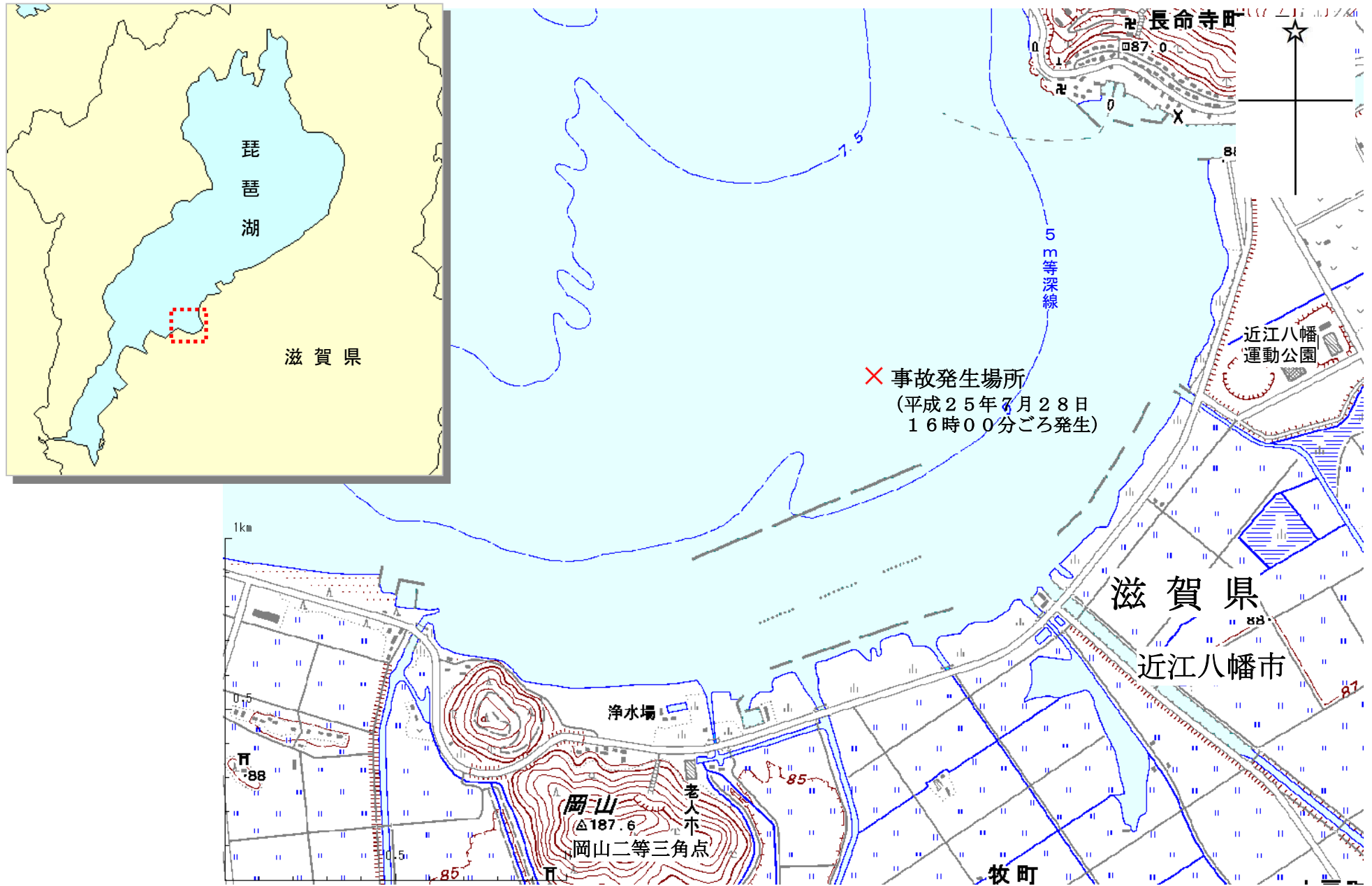
平成27年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成25年7月28日（日） 16時00分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南東部（滋賀県近江八幡市近江八幡運動公園西方沖） 近江八幡市所在の岡山二等三角点から真方位033° 1,570m 付近 （概位 北緯35° 09.0′ 東経136° 03.3′）
事故調査の経過	平成25年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート <small>エターナル</small> BOND、5トン未満 253-20538滋賀、個人所有 6.44m (Lr) × 2.47m × 1.13m、FRP ガソリン機関、176.50kW、平成9年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年7月2日 免許証交付日 平成24年10月11日 （平成27年7月1日まで有効） 遊泳者 男性 9歳
死傷者等	重傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、近江八幡運動公園西方沖約500mに重りを投入して流されないように設置した長さ1.93m、幅2.59m及び高さ2.08mの四角形の浮体（ポリ塩化ビニル製、以下「本件浮体」という。）の上に居る人たちを本船に乗せ、出発地である近江八幡市のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に帰ることとし、本件浮体に近づいていた。</p> <p>船長は、本件浮体の一方に設けられたプラットフォームと称する長方形の浮体付近で遊泳等を行うことをレジャーの参加者に指示しており、その反対側に本船を右舷着けした。</p> <p>本船は、船長が、主機を止め、本件浮体をつかんで本件浮体から子供2人を本船に乗り移らせた後、本件浮体から手を放し、幼い子供1</p>

	<p>人を抱きかかえて本船に乗せているうち、風によって南東方に流された。</p> <p>船長は、主機を始動し、本件浮体へ再接舷しようとしたものの、前方に行き過ぎたので、主機を後進にかけて本件浮体への接近態勢を整えようと思い、後方を向いて湖面等の安全確認を行ったのち、主機を僅かに後進にかけたところ、平成25年7月28日16時00分ごろ、右舷側から声が聞こえた。</p> <p>船長は、右舷側に遊泳者（本件浮体から本船に移ろうとしていた子供）が浮いており、また、湖面に血が浮いていることを認め、すぐに遊泳者を本船に引き揚げ、タオルで止血の措置をとった。</p> <p>船長は、遊泳者の家族を本船に乗せて本件マリーナに向かい、その途中で本件マリーナに電話を掛けて救急車の要請を依頼した。</p> <p>遊泳者は、救急車で近江八幡市の病院に搬送され、左足趾切断2～5趾、左大腿骨遠位端骨折、左距骨骨折等と診断されて入院し、手術を受けた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付図2 本船と本件浮体との位置関係図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約3m/s</p> <p>水象：波高 30cm 未満</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本件浮体へ再接舷するために主機を後進にかける際、操縦席に腰を掛けた状態で後方を向き、湖面等の安全確認を行ったものの、後部座席にいた子供3人に遮られて船尾端付近の湖面を見通すことができなかった。</p> <p>船長は、本事故後、遊泳者が、プロペラ翼に足を掛けて本船に乗り込もうとしていたことを当人から聞いた。</p> <p>船長は、平成23年ごろから自らが企画して知人及びその家族と共に本船及び水上オートバイを使用したレジャーを琵琶湖で行っており、参加する際の注意事項としてマリンスーツを必ず履くこと、本船及び水上オートバイの後方には行かないこと、本船及び水上オートバイに乗船するときには必ず救命胴衣を着用することなどを指示していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、琵琶湖南東部の近江八幡運動公園西方沖において、本件浮体へ再接舷を行うに当たり、船長が、主機を後進にかけて本件浮体への接近態勢を整えようと思い、操縦席に腰を掛けた状態で後方を向き、湖面等の安全確認を行った際、後部座席にいた子供3人に遮られて船尾端付近の湖面を見通すことができなかったことから、遊泳者が</p>

	<p>プロペラ翼に足を掛けて本船に乗り込もうとしていることに気付かず、主機を後進にかけたところ、遊泳者が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、琵琶湖南東部の近江八幡運動公園西方沖において、本船が、本件浮体へ再接舷を行うに当たり、船長が、操縦席に腰を掛けた状態で後方を向き、湖面等の安全確認を行った際、後部座席にいた子供3人に遮られて船尾端付近の湖面を見通すことができなかつたため、遊泳者がプロペラ翼に足を掛けて本船に乗り込もうとしていることに気付かず、主機を後進にかけたところ、遊泳者が負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に遊泳者等がいる可能性がある状況下で機関を使用する場合、プロペラ付近の安全を確認すること。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 本船と本件浮体との位置関係図

